

老人短期入所事業清華園利用料金表

特別養護老人ホーム清華園

令和元年10月1日～

負担段階	内 訳	介 護 度						
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	介護保険 1割負担	438	545	586	654	724	792	859
	サービス提供体制加算ⅠⅠ	18	18	18	18	18	18	18
	夜勤職員配置加算Ⅲ	0	0	15	15	15	15	15
	居住費	320	320	320	320	320	320	320
	食費	300	300	300	300	300	300	300
	合計(1日)	1,076	1,183	1,239	1,307	1,377	1,445	1,512
第二段階	介護保険 1割負担	438	545	586	654	724	792	859
	サービス提供体制加算ⅠⅠ	18	18	18	18	18	18	18
	夜勤職員配置加算Ⅲ	0	0	15	15	15	15	15
	居住費	420	420	420	420	420	420	420
	食費	390	390	390	390	390	390	390
	合計(1日)	1,266	1,373	1,429	1,497	1,567	1,635	1,702
第三段階	介護保険 1割負担	438	545	586	654	724	792	859
	サービス提供体制加算ⅠⅠ	18	18	18	18	18	18	18
	夜勤職員配置加算Ⅲ	0	0	15	15	15	15	15
	居住費	820	820	820	820	820	820	820
	食費	650	650	650	650	650	650	650
	合計(1日)	1,926	2,033	2,089	2,157	2,227	2,295	2,362
第四段階	介護保険 1割負担	438	545	586	654	724	792	859
	サービス提供体制加算ⅠⅠ	18	18	18	18	18	18	18
	夜勤職員配置加算Ⅲ	0	0	15	15	15	15	15
	居住費	1171	1171	1171	1171	1171	1171	1171
	食費	1392	1392	1392	1392	1392	1392	1392
	合計(1日)	3,019	3,126	3,182	3,250	3,320	3,388	3,455
	介護保険 2割負担	876	1090	1172	1308	1448	1584	1718
	サービス提供体制加算ⅠⅠ 2割負担	36	36	36	36	36	36	36
	夜勤職員配置加算Ⅲ 2割負担	0	0	30	30	30	30	30
	居住費	1171	1171	1171	1171	1171	1171	1171
	食費	1392	1392	1392	1392	1392	1392	1392
	合計(1日)	3,475	3,689	3,801	3,937	4,077	4,213	4,347
	介護保険 3割負担	1314	1635	1758	1962	2172	2376	2577
	サービス提供体制加算ⅠⅠ 3割負担	54	54	54	54	54	54	54
	夜勤職員配置加算Ⅲ 3割負担	0	0	45	45	45	45	45
	居住費	1171	1171	1171	1171	1171	1171	1171
	食費	1392	1392	1392	1392	1392	1392	1392
	合計(1日)	3,931	4,252	4,420	4,624	4,834	5,038	5,239

○利用料金は従来型個室料金です。

(単位:円)

○一定以上の所得のある方はサービスを利用した時の負担割合が2割・3割になります。

○加算説明

- ・サービス提供体制加算 = 介護職員における介護福祉士の割合が定数を満たしている場合にいただきます。
- ・夜勤職員配置加算 = 夜勤職員を一定以上満たしている場合にいただきます。
- ・送迎加算 = 送迎利用時、片道184単位(2割負担の方は368単位)が加算されます。
- ・介護職員処遇改善加算 = 介護職員の資質向上や労働環境を整備されている場合。居住費と食事負担分を除いた利用料金(介護保険負担分、サービス提供体制強化加算、夜勤職員配置加算、送迎加算)に、介護職員処遇改善加算Ⅰ 8.3%が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算 = 介護職員の資質向上や労働環境を整備されている場合。居住費と食事負担分を除いた利用料金(介護保険負担分、サービス提供体制強化加算、夜勤職員配置加算、送迎加算)に、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ 2.7%が加算されます。

○滞在費(居住費)に係わる費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担額になります。

○食費に係る費用について、一日の食費の合計が負担限度額を超えた場合は負担限度額の請求になります。

例えば、負担段階2食費(390円)の方が、朝食(400円)のみを食べた場合、その日食費は(390円)になります。

負担段階3の方は(650円)なので、朝食(400円)のみ場合は(400円)の負担になります。

○負担段階4の方は、食費の負担は朝、昼、夕の食べた食数で請求になります。朝400円、昼532円、夕460円です。